



# 権利擁護・成年後見セミナー（基礎編）

～ “その人らしい” 暮らしを支援するために～



自分の人生を自分で決め、自分らしく幸せに生きる権利は誰もが望むことです。

認知症や障がいがあっても自分らしく生活するための支援に欠かせない、「権利擁護の仕組み」「成年後見制度」の考え方や基礎的な知識、方法等について学びます。

◆ 講師 **ふるい後見事務所 認定社会福祉士 古井 慶治 氏**

◆ 対象 社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方(特に相談業務に関わりのある方)  
\*令和2年11月18日(水)に基礎的知識のある方を対象とした「**実務編**」を開催いたします。

◆ 定員 **60人** \*定員超過の際は、抽選により決定いたします。先着順ではありません。

◆ 日程 令和2年 **10月27日** (火) 午前9時50分～午後4時 (受付は午前9時30分から)

◆ 会場 静岡県総合社会福祉会館 7階 703会議室 (静岡市葵区駿府町1-70)

\*駐車スペースはございません。公共の交通機関を御利用ください。

\*会場案内図は、受講承認書とともにお送りします。

## ◆研修内容

### ●権利擁護とは？権利擁護の基本視点

- ・権利擁護について改めて考えてみよう
- ・成年後見制度と意思決定支援ガイドラインの概要
- ・日常生活自立支援事業の概要と成年後見の関係 など

### ●成年後見制度の基礎

- ・成年後見の基礎知識（啓発パンフレット等の活用）
- ・事例を通して考えよう
- ・利用手続きの方法、成年後見人の役割や職務 など

◆ 申込方法 **WEB（会員向け）** 又は**郵便**にてお申し込みください。

※郵便の場合は、受講申込書（別紙）に返信用封筒（切手貼付）を添えてください。

※受講可否については、締切後にメール又は郵便でお知らせします。

◆ 受講料 **6,000円**（ただし、所属している施設・事業所が**静岡県社会福祉協議会会員は 4,000円**）

※受講料受講承認書にてお知らせします。当日、受付でお支払いください。

◆ 申込締切 **一次締切：9月7日（月）**

**最終締切：10月20日（火）** ※一次締切後は先着順。定員まで募集継続します。

◆ 主催・申込先 **静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター** <担当：研修課 川島 >

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 TEL：054-271-2174

**郵 送 用** ※返信用封筒（84 円切手貼付）を同封してください

一次締切：9月7日（月）  
 最終締切：10月20日（火）  
 ※一次締切後は先着順です。

令和2年度 権利擁護・成年後見セミナー（基礎編） 受講申込書

ふりがな		経験年数 (現在の業種・職種 での経験年数)	年 月
氏 名			か 月
職 種 名		保有資格	
施設種別		県社協の会員・非 会員の区別に○ をしてください。	会 員 ・ 非 会 員
施設名			
施設所在地 ※緊急連絡先 は必ず御記入 下さい。	〒 —		
	※電話連絡する際の担当者名 ( ) TEL ( ) FAX ( ) ※休日、夜間等の緊急連絡先 ( ) TEL ( )		

- \* 御記入いただいた個人情報については、本講座以外に使用することはありませんが、当日配付する次第に、氏名、職種、施設名を掲載させていただきます。
- \* 「職種名」には、介護職、生活相談員、訪問介護員（ホームヘルパー）、支援員、事務員などを御記入ください。
- \* 「保有資格」には、保育士・介護福祉士・社会福祉士などを御記入ください。
- \* 「施設種別」には特別養護老人ホーム、訪問介護事業所、通所介護事業所（デイサービス事業）等の種類を御記入ください。

★この研修で学びたいこと、講師に質問したいこと等がありましたら、ご自由にお書きください。  
 講義の参考とさせていただきます。

# これまでに受講された方の声をご紹介します。

わかりやすい説明でした。  
やれることやれないことの  
詳細、今一度テキストを確認  
したいと思います。

成年後見制度について耳にしたこ  
とはあったが、実際どういうものな  
のか全く知らなかったので、少し制  
度について知ることができました。  
ワークショップでは他の方の意見  
を聞くことができ、気づきもあり  
ました。

聞き慣れない言葉が多く、読み直  
して深めたいことがたくさんあり  
ましたが、全く学んだことのない  
分野の話が聞けたので、これから  
の仕事に少しでも結びつけていけ  
たらいいなと感じました。

権利擁護・成年後見制度・認知症  
の人の日常生活・社会生活におけ  
る意思決定支援、ガイドラインを  
理解していけないと強く感しまし  
た。人に説明するには、色々と勉  
強しなくてはならないと思いまし  
た。



困難ケースが成年後見制度の  
利用により円滑に行われる事  
を感じていた。本人や家族の  
支援の一つとして理解を深め  
られ良かった。